

事務連絡  
令和3年8月24日

施設園長 殿

宜野湾市長 松川 正則  
( 公 印 省 略 )

### 休園措置中の医療従事者を保護者に持つ園児の受入れについて（依頼）

平素より本市、保育事業及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

県内におきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、感染が急拡大している状況でございます。

市内におきましても、コロナ感染症の感染拡大防止という観点から、8月31日までの登園自粛要請を行なったところではございますが、一方で、医療現場はますますひっ迫し、医療崩壊を起こしかねない状況でございます。その状況も踏まえ、宜野湾市としまして、以下の通り協力依頼をさせていただきます。

ただし、各保育施設内で感染リスクや受け入れ態勢を総合的にご判断頂き、可能であれば、できる範囲内での協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

協力依頼：休園措置期間中の、医療従事者を保護者に持つ園児の受入れ。

※1：「医療従事者」は医師、看護師、各種の技師、事務員等の職種を含みます。

具体的な判別に疑義が生じた場合には市と協議をお願いいたします。

※2：両親ともに医療従事者である必要はありません。

※3：受け入れ時間は、保護者と協議のうえ短縮しても構いません。

受入方法：

①当該児童が濃厚接触者に当たるか否かを判定してください。

原則として保健所の指示に従うこととなりますが、保健所による早急な指定が見込めない場合には、中部保健所が作成した『新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について』<sup>1</sup>を元に、濃厚接触者となりうる保育士、園児を特定してください。

---

<sup>1</sup> <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-chubu/shingatakorona.html>  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-chubu/documents/covid-noukou-cyubu.pdf>

②施設内の消毒が終了後、上記①に該当しない園児で、かつ、医療従事者である保護者から受け入れの要望がある場合には、上記①に該当しない保育士で受け入れの検討をお願いいたします。

また、①の濃厚接触者の判定の過程を園で共有していただき、保育士の同意のもとで、従事していただくようお願いいたします。

③受け入れの際には、保護者へ対して感染、その他のリスクを説明し、「同意書」を記入いただき、原本は施設にて保管してください。

また、通常保育と異なる点（保護者に弁当を用意してもらう等）については、保護者に事前にお伝えいただきますようお願いいたします。

以上